

弁護士協同組合 弁護士のつぶやき

三重弁護士協同組合
青年部会
直井 剛



1 私は、平成24年12月に弁護士登録をし、今年で弁護士8年目となります。県外出身ですが、いろいろなご縁に恵まれて、弁護士登録とほぼ同時に、三重県津市で生活するようになりました。三重県は、肉や魚の食べ物もおいしく、日本酒もおいしく、とても楽しく過ごしています。

2 さて、今回の「弁護士のつぶやき」では、株主総会に関するお話をしたいと思います。

経営者の皆様からよくご相談を受けるテーマとしては、労働問題・債権回収が多いと感じていますが、株主総会に関するご相談も多くいただいている。

皆様は、会社法上、株式会社は毎事業年度に1回は定時株主総会を開催しなければならないと規定されていることをご存じでしょうか。

ところが、会社の経営者の方とお話をしていると、実際に株主総会を開催していないという話を聞くことがあります。

3 実際に株主総会を開催しないことによる主な法的リスクとしては、次のようなものが考えられます。

(1)まず、会社の役員は、株主総会の普通決議により選任する必要がありますが、もし、株主総会を開催していない場合には適法に役員選任がなされていないことになってしまいます。これは、法人登記に役員選任の記載があったとしても、実際に株主総会を開催し適法な選任手続をとっているなければ、無効と判断されるおそれがあります。

(2)次に、役員報酬については、その報酬額について定款の定めがないときは、株主総会の普通決議によって定めが必要とされていますので、株主総会を開催していない場合には、会社から役員に支払われる役員報酬について法律上の原因を欠くとされるおそれがあります。

役員報酬について定款に定めがある会社は多くないと思いますので、そのような会社は、株主総会の普通決議により定める必要があります。

(3)さらに、株主総会を開催しない場合には、100万円以下の過料に処せられる可能性があります。

4 このように、実際に株主総会を開催しない法的リスクはあるのですが、例えば、株主が社長一人である場合や関係が良好なメンバーだけの場合には、前述の法的リスクが顕在化することはあまりないかもしれません。

しかし、例えば、一人株主である社長が亡くなった場合、一部の株主との関係が悪化した場合、一部の株主が第三者に株式を売却したような場合には、少数株主が経営者に対して法的不備を追及する可能性があります。

そのような場合、株主総会が開催されていないことを指摘されて、役員選任や役員報酬等が無効となるおそれがあります。

また、万が一、実際には適法に行われていない株主総会の議事録を作成し、役員選任等の登記の手続をとっていた場合には、それが少数株主に露見し、公正証書原本等不実記載罪(刑法157条)にあたると指摘を受けることもあります。なお、公正証書原本等不実記載罪は、過料(行政罰といわれます)と異なり、犯罪ですので、注意が必要です。

5 したがって、日頃から、定期的に(少なくとも年1回)は株主総会を開催しておく必要があると思います。

株主総会の開催と聞かれると、とても大変なことと思われがちですが、株主数が少ない場合には、あまり手間はかかりません。もし、経営者に反対する少数株主が存在して、株主総会を開催することに不安があるような場合には、株主総会に弁護士が立ち会うことも可能です。

6 今回は、株主総会を開催しない場合の法的リスクをご説明しました。

多くの会社では適法に株主総会を開催していることだと思いますが、もし、株主総会を開催していないような場合には、一度、お近くの弁護士にご相談されることをおすすめします。三重弁護士協同組合青年部会では、できる限りのアドバイスをさせていただきたいと思います。

以上